

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

記入例

(宛先) 相模原市長

令和 4 年 6 月 10 日

地方税法第321条の5の2第1項の規定による特別徴収税額の納期の特例について、その要件を欠いたので届け出ます。

所在地 (住所)	相模原市中央区中央2-11-15				
フリガナ	マルマル カブシキガイシャ				
名称 (氏名)	株式会社				
代表者 氏名	代表取締役 相模 太郎	電話番号	042-754-1111		
法人番号	個人事業主の場合はマイナンバーの記入不要 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			担当者	(連絡先) 042-754-1111
特別徴収義務者 指定番号	123456	相模原市の指定番号を記入 市町村ごとに異なります			(氏名) 経理課 相模花子
理由	該当する番号に を付けてください。 ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由: )				
関与税理士 署名	税理士事務所 次郎			(連絡先) 042-769-8221	

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。  
給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

{ 例 } この届出書を提出した日が3月の場合の納期限  
12~2月分 4月10日まで 3月分 4月10日まで 4~5月分 翌月10日まで

【提出先】

〒252 5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 市民税課